

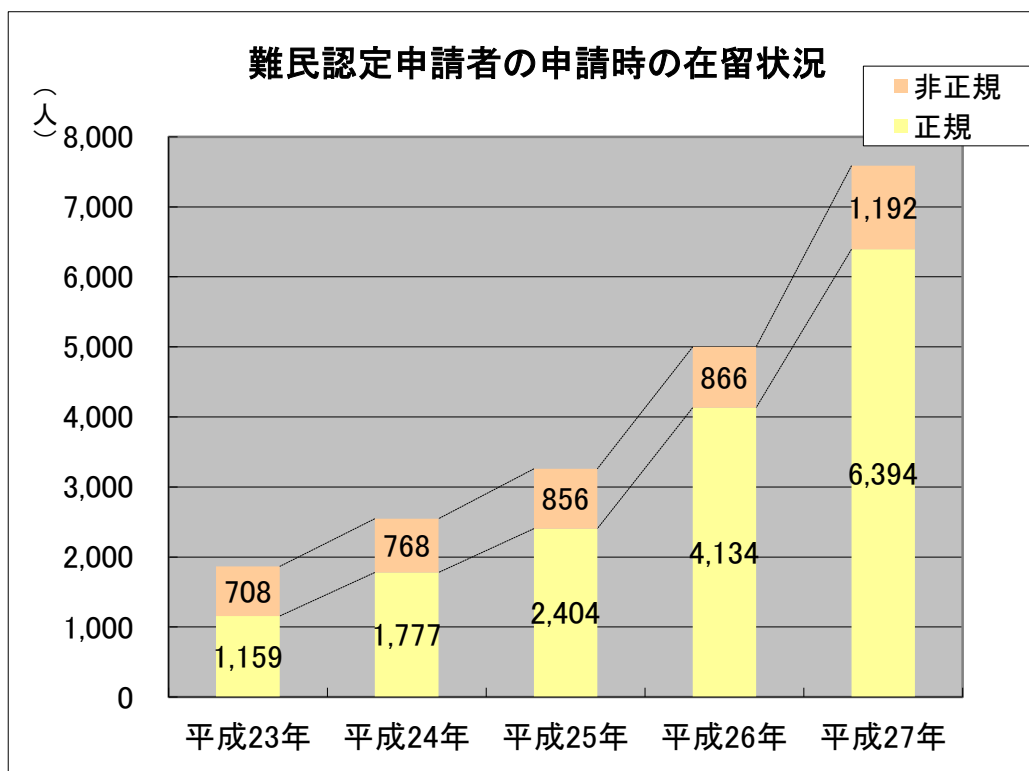
① 難民認定申請者の申請時の在留状況

(人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
正 規	1,159	1,777	2,404	4,134	6,394
非正規	708	768	856	866	1,192
総 数	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586

(注)

本統計上、「正規」は難民認定申請時に在留許可を有していた者(特例上陸許可期間中の者を含む。)であり、「非正規」は在留許可を有していない者を指す。



② 空海港における申請数の推移

(人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
空海港	74	101	86	117	173
空海港以外	1,793	2,444	3,174	4,883	7,413
総 数	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586

③ 在留資格別難民認定申請数の推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総 計		1,867	2,545	3,260	5,000	7,586
正 規		1,159	1,777	2,404	4,134	6,394
在留資格	短期滞在	637	1,064	1,351	1,813	2,882
	留学	71	102	197	699	1,413
	特定活動 (難民認定申請中)	233	253	376	628	849
	技能実習	33	43	118	414	731
	就労を目的とする 在留資格(注4)	37	89	108	83	98
	その他	148	226	254	497	421
非 正 規		708	768	856	866	1,192

(注1)

本統計上、「正規」は難民認定申請時に在留資格を有していた者(特例上陸許可期間中の者を含む。)であり、「非正規」は在留許可を有していない者を指す。

(注2)

在留資格は、申請者が難民認定申請時に有していた在留資格に基づいて計上している。

(注3)

「技能実習」には、平成22年7月1日の改正入管法施行以前に、「特定活動」の在留資格で技能実習に係る活動を行っていた者を含む。

(注4)

専門的、技術的分野での就労を目的とする在留資格をいう(入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く)。